

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（案）について

令和2年8月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制課

1. 背景・趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）においては、通常の許可基準よりも厳格な基準に適合する者として優良な産業廃棄物処理業者を許可する制度を設けている。優良産廃処理業者の数と質の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年環境省令第5号）において優良産廃処理業者の許可の申請に係る手続及び優良認定基準の改正を実施したところである。

この改正により、優良認定基準に適合するものとして業の許可を受けようとする場合において、事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として環境大臣が指定する者が作成した書類を提出することとされた。この環境大臣が指定する者に関する基準を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこととする。

2. 改正の内容

（1）環境大臣が指定する者の指定の基準

事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類を作成することができる者として環境大臣が行う指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第4項（同令第10条の12第2項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第10条の4第3項（同令第10条の16第2項において読み替えて準用する場合を含む。））は、排出事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための活動を推進することを目的とし、事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類の作成の業務を適切かつ確実に行うことのできる者であって、次に掲げる要件を備えるものについて行うこととする。

- ①業務を適切に行う知識及び技能を有すること
- ②業務を的確にかつ継続的に行うに足りる経理的基礎を有すること
- ③公益財団法人若しくは公益財団法人又は取締役会設置会社かつ会計監査人設置会社であること
- ④次のいずれにも該当しないこと

- イ) 法14条第5項第2号イ又はへに該当する者
- ロ) 指定を取り消された日から5年を経過しない者
- ハ) 廃棄物の処理を業として営む者その他これと同視できる者
- ニ) その役員若しくは使用人が、法14条第5項第2号イ若しくはロに該当し、又は指定を取り消された法人の役員若しくは使用人であった者で当該取消の日から5年を経過しないものに該当するもの

(2) 指定業務の実施に関する業務規程

指定を受けた者は業務の開始前にその業務の実施に関する規程を定め環境大臣の承認を受けなければならないことし、当該規程には次の内容を記載し、公表することとする。

- ①業務を行う時間及び休日
- ②業務の実施方法（遅滞なく業務を実施すること、利害関係者から依頼を受けないこと及び依頼者を不当に差別しないことを含む）
- ③業務に係る手数料の額及びその収納方法
- ④業務を行う職員の選解任及び配置に関する事項
- ⑤業務に係る秘密の保持に関する事項
- ⑥帳簿及び書類の管理に関する事項（廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況の記録の保持に関する事項を含む。）
- ⑦会計処理に関する事項
- ⑧業務の適正な実施を確保するための環境省との協力に関する事項（環境大臣が業務の適正な実施を確保するために行う、①業務又は資産の状況についての報告の依頼、②特に必要と認める場合に通告を受けた上で立ち入って行う検査及び③業務についての必要な指示への協力を含む。）

(3) 業務執行の決定の中立性の確保

指定を受けた者においては、その透明性に係る基準の適合に適合することを証する業務に関する理事会又は取締役会の決議においては、廃棄物処理を業として営む者その他これと同視できる者及びその親族等に当たる理事又は取締役は議決に加わってはならないこととする。

(4) 役員を選解任の届出

役員を選解任があった場合には遅滞なく環境大臣に届け出るものとする。

(5) 業務の休廃止

指定を受けた者がその業務の全部又は一部を休止し又は廃止しようとする

るときはその1か月前までに届け出るものとする。

(6) 指定の取消し

指定を受けた者がその業務の休廃止を申し出た場合には指定を取り消すこととし、指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは指定を取り消すことができることとする。

- ① 2 (1) の指定の要件に該当しなくなったとき
- ② 指定に関し不正行為があったとき
- ③ 指定を受けた者が承認を受けた業務規定によらずに業務を行った場合であってその行状が特に悪質と認められるとき
- ④ 2 (3) に違反し、又は利害関係者が指定を受けた者の総会その他の機関において議決権を行使したことにより、著しく不当な決議がなされたとき
- ⑤ 2 (4) の届出をせず、又は虚偽の届出があったとき
- ⑥ 信頼を失墜させる行為があり、又は指定を継続することが適当でない事実が明らかになったとき

(7) 指定の取消しに係る情報の提供

指定が取り消された場合には、指定を受けていた者は、廃棄物の処理の業務を営む者による情報の公開に係る状況に関する情報を環境大臣が指定する者（指定する者がいない場合には環境大臣）に提供するものとする

(8) その他所要の規定の整備

3. 施行期日等

- (1) 令和2年10月1日から施行する。ただし、指定を円滑に行うに当たり必要な規定については公布の日から施行する。
- (2) その他所要の経過措置を定める。